平成２０年（排）第１号

排　除　命　令　書

福岡県八女郡立花町大字谷川７１番地の１
ダイアックス株式会社
同代表者　代表取締役　高　山　卓　己

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　ダイアックス株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた「カビ取りなっとう君」と称する商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年４月ころから平成１９年１月ころまでの間当該商品の容器の前面及び後面において，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　ダイアックス株式会社は，今後，「カビ取りなっとう君」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　ダイアックス株式会社は，今後，「カビ取りなっとう君」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第

１項と同様の表示をしてはならない。

4　ダイアックス株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　ダイアックス株式会社（以下「ダイアックス」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用日用品の製造販売業を営む事業者である。

(2)　ダイアックスは，平成１６年１０月ころ以降，福岡県八女郡に所在するダイヤ糊工業株式会社に「カビ取りなっとう君」と称する商品（以下「カビ取りなっとう君」という。）を委託して製造させ，当該商品を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(3)　カビ取りなっとう君は，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するとする商品である。

2　ダイアックスは，カビ取りなっとう君について，平成１７年４月ころから平成１９年１月ころまでの間，当該商品の容器の前面（別添写し１）に「天然成分・納豆菌同属菌効果のカビ取りなっとう君」，「●浴室、洗面所、押入などの頑固なカビをラクラクお掃除。」及び「●カビの再発生・付着を防ぎ」と，同後面（別添写し２）に「■カビが発生しやすい浴室等に、４～５日間使用された後、一度浴室全体をそうじしてください。カビが落ちやすくなります。」及び「その後ひき続き使用されますとより効果が高まり、カビの再付着を防ぎます。」と，それぞれ記載することにより，あたかも，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ダイアックスに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ダイアックスは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ダイアックスが行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，カビ取りなっとう君の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年２月６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水